

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 131 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号														
特定排出者番号														
事 業 者 名														
旅客輸送区分		１．鉄道による旅客の輸送 ２．乗合自動車による旅客の輸送 ３．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送 ４．船舶による旅客の輸送												
主たる事務所の所在地		〒 電話 （ — — ） FAX （ — — ） e-mail （ ）												

第1表 エネルギーの使用量

1-1. エネルギー使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

エネルギーの種類		単位	使用量			
			年度		エネルギー使用量 熱量 GJ	連携省エネルギー措置を踏 まえたエネルギー使用量 熱量 GJ
			エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏 まえたエネルギー使用量		
化石燃料	揮発油	k l				
	連携分	k l				
	ジェット燃料油	k l				
	連携分	k l				
	軽油	k l				
	連携分	k l				
	A重油	k l				
	連携分	k l				
	B・C重油	k l				
	連携分	k l				
	液化石油ガス (LPG)	t				
	連携分	t				
	液化天然ガス (LNG)	t				
	連携分	t				
	石炭 ()	t				
	連携分	t				
	都市ガス (CNGを含む。)	千 m 3				
	連携分	千 m 3				
	その他 ()					
	連携分					
化石燃料小計 (原油換算 k l)						
連携分						
化石燃料小計 (GJ)						
連携分						
非化石燃料	バイオエタノール	k l				
	連携分	k l				
	バイオディーゼル	k l				
	連携分	k l				
	SAF	k l				
	連携分	k l				
	水素	t				
	連携分	t				
	アンモニア	t				
	連携分	t				
	その他 ()	()				
	連携分	()				
非化石燃料小計 (原油換算 k l)						
連携分						
非化石燃料小計 (GJ)						
連携分						

電 気	買 電	化石 由来	電気事業者からの買電	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
			その他（上記以外の買電）	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
		非化石 由来	電気事業者からの買電	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
			その他（上記以外の買電）	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
	自家 発電	非燃料 由来	太陽光	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
			風力	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
			地熱	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
			水力	千 k W h				
			連携分	千 k W h				
			その他（ ）	千 k W h				
		連携分	千 k W h					
		燃料 由来	化石由来	千 k W h			(※)	(※)
			連携分	千 k W h				(※)
			非化石由来	千 k W h			(※)	(※)
			連携分	千 k W h				(※)
			その他（ ）		千 k W h			
	連携分		千 k W h					
電気小計（原油換算 k l）								
連携分								
電気小計（GJ）								
連携分								
合 計GJ								
連携分								
原油換算 k l						㊦-1	㊦-2	
連携分								
前年度原油換算 k l								
連携分								
対前年度比（％）								
連携分								

- 備考 1 「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。
- 2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）で定める換算係数を使用すること。
- 3 (※) に記入する熱量換算値は、電気の量 1 千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

1－2．電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	4月	千 kWh						
	5月	千 kWh						
	6月	千 kWh						
	7月	千 kWh						
	8月	千 kWh						
	9月	千 kWh						
	10月	千 kWh						
	11月	千 kWh						
	12月	千 kWh						
	1月	千 kWh						
	2月	千 kWh						
	3月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1－3．電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

1－4．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	%
3.	kWh	kl	%

2. 貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

(1) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

(2) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の算出方法

(3) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離

エネルギーの種類	単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離
		数値	熱量G J	数値	熱量G J	

第2表 輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

[illegible]

第3表 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計及びエネルギーの使用量

1. 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比 (%)
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計	ア-1	
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	ア-2	

2. エネルギーの使用量

	年度	対前年度比 (%)
エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	㊦-1	
連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギーの使 用量(原油換算 k l)	㊦-2	

第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

1. エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
エネルギー消費原単位 = $\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) } (\text{㊦} \cdot 1)}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 } (\text{㊦} \cdot 1)}$		
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位 = $\frac{\text{非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) } (\text{㊦} \cdot 2)}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 (連携省エネルギー措置を踏まえたもの) } (\text{㊦} \cdot 2)}$		

備考 「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㊦・1)」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (㊦・2)」は、㊦・1 又は㊦・2 の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2. 電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) } (\text{㊦} \cdot 1')}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 } (\text{㊦} \cdot 1)}$		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) } (\text{㊦} \cdot 2')}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 (連携省エネルギー措置を踏まえたもの) } (\text{㊦} \cdot 2)}$		

備考 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㊦・1')」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (㊦・2')」は、㊦・1 又は㊦・2 の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

1. エネルギー消費原単位

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位							
	前年度比 (%)		㉠-1	㉡-1	㉢-1	㉣-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位							
	前年度比 (%)		㉠-2	㉡-2	㉢-2	㉣-2	

2. 電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			☐ 月別 ☐ 時間別			
	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要最適化 評価原単位						
	前年度比 (%)	㊦'-1	㊦'-1	㊦'-1	㊦'-1	
連携省エネルギー 措置を踏まえた電 気需要最適化評価 原単位						
	前年度比 (%)	㊦'-2	㊦'-2	㊦'-2	㊦'-2	

3. 非化石エネルギーの使用状況

3-1. 電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
・ ☐ 使用電気全体（自家発電を含む。） ・ ☐ 外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	%	%	%	%	%

3－2．非化石エネルギー自動車の使用状況（バス、タクシー）

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド 自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	⑤＝①＋②＋③＋④	台	台	台	台	台
旅客輸送に使用する 自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車割 合	⑦＝⑤／⑥×100	%	%	%	%	%

3－3．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
	%	k1	台
	%	k1	台

3－4．その他非化石エネルギーの使用状況

- 備考 1 3－1の非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。
- 2 3－2の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。
- 3 3－1は「旅客輸送区分」が1の場合に、3－2及び3－3は「旅客輸送区分」が2又は3の場合に記載すること。

第6表 エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

1. 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3. 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	<u>取組方針の策定</u> ☐ 策定している ☐ 策定していない	<u>省エネ推進体制・責任者の設置</u> ☐ 全ての部門で実施している ☐ 大半の部門で実施している ☐ 一部の部門だけ実施している ☐ 実施していない	<u>責任者による取組の状況(計画の策定、報告等)</u> ☐ 全てを実施している ☐ 大半を実施している ☐ 一部を実施している ☐ 実施していない	<u>省エネに関する従業員教育実施</u> ☐ 実施している ☐ 実施していない
	<u>省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し</u> ☐ 全てを実施している ☐ 大半を実施している ☐ 一部を実施している ☐ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	<u>省エネ輸送用機械器具の導入</u> ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	<u>省エネに資する器具の導入</u> ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない		
省エネ運転・操縦	<u>省エネ運転・操縦</u> ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	<u>効率的な輸送ルートを選択</u> ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	<u>冷暖房効率の向上等</u> ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	
旅客を乗せない走行・航行距離の縮減	<u>回送走行・航行距離等の縮減</u> ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない			
その他	<u>他の事業者等関係者との連携強化</u> ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	<u>効率的な輸送方法の選択の促進</u> ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない		

第8表 その他実施した措置

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂

- 備考 1 燃料の使用に伴う二酸化炭素の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる(1)の量から、(2)及び(3)の量を控除し、(4)の量を加算した量を記載すること。
- (1) 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - (2) 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量
 - (3) 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - (4) 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の2にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の3にも必要事項を記載すること。
- 4 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考2(2)又は(4)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の5及び7にも必要事項を記載し、備考2(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の6及び7にも必要事項を記載すること。

2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

- 備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO ₂ /kWh		
t－CO ₂ /kWh		
t－CO ₂ /kWh		
t－CO ₂ /kWh		
t－CO ₂ /kWh		
t－CO ₂ /kWh		
t－CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第 9 表の 2 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第 9 表の 3 に記載すること。

5. 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6. 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7. 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO ₂
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO ₂
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO ₂
④合計		t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

- 備考 本表の各欄には、それぞれ以下に掲げる量を記載すること。
- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
 - ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
 - ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - ④ ①～③の量の合計量
 - ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
 - ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

8. 権利利益の保護に係る請求の有無

上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第 1 項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

1. 有（別添のとおり）

2. 無

9. 情報提供の有無

上記1. の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第 1 項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

1. 有（別添のとおり）

2. 無

[備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。
- 5 第 1 表の 1－1 及び 2（3）の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 6 第 1 表の 1－1 の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 7 第 1 表の 1－1 の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 8 第 1 表の 1－1 及び 2（3）のうち G J（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を T J（テラジュール）、P J（ペタジュール）にかえて記入することができる。
- 9 第 1 表の 1－1 及び 1－2、第 3 表の 1 及び 2、第 4 表の 1 及び 2 並びに第 9 表の 1 の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第 1 表の 1－2 及び第 9 表の 1 を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第 3 表の 1 及び 2 並びに第 4 表の 1 及び 2 については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対 前 年 度 比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（％）$$

- 10 第 2 表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 11 第 4 表の 1 の「エネルギー消費原単位」とは、個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 12 第 4 表の 2 の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。
- 13 第 5 表（3－3 及び 3－4 を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、同表の 1 の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の 2 の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 14 第 5 表の 1 及び 2 の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。
 - （1）エネルギー消費原単位
$$5 \text{ 年度間平均原単位変化（％）} = (\text{A} \times \text{B} \times \text{C} \times \text{D})^{1/4}（％）$$
 - （2）電気需要最適化評価原単位
$$5 \text{ 年度間平均原単位変化（％）} = (\text{A}' \times \text{B}' \times \text{C}' \times \text{D}')^{1/4}（％）$$
- 15 第 6 表の 1 は、「(ロ) の理由」が「(イ) の理由」と同様になる場合には、「(イ) と同じ」と記入してもよい。また、第 6 表の 2 は、「(ニ) の理由」が「(ハ) の理由」と同様になる場合には、「(ハ) と同じ」と記入してもよい。
- 16 第 7 表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。